

ベトナムの送出国機関と移住労働者は、なぜブローカーに頼るのか？：
送出国機関 50 社、移住労働者 1,000 名への質問票調査等を基に
Why Do Recruitment Agencies and Migrant Workers in Vietnam Rely on Brokers? :
Questionnaire Surveys with 50 Agencies, 1,000 Workers and others

石丸 大輝（国際協力機構）
Hiroki ISHIMARU (Japan International Cooperation Agency)

キーワード：ベトナム、送出国機関、移住労働者、ブローカー

1. 本報告の目的

ベトナムから日本への移住労働の課題の一つに高い手数料がある（IOM、2021 等）。費用負担を高める要因としてブローカーの存在が挙げられ、ブローカーは労働者を人身売買や強制労働に陥らせるリスクも高める（ILO、2014 や砂井、2019 等）。そこでベトナムでは送出国機関と移住労働希望者が直接繋がるマッチングシステム構築が目指されている（JICA、2023）。本稿では双方がブローカーに依存している実態と理由について述べる。

2. 先行研究分析と仮説、調査方法

是川（2023）は、労使間の情報の非対称性と需給ギャップが、労働者の費用負担に転嫁されると指摘する。ILO（2006, 2015）は、情報を得るための第三者依存と、海外就労機会へのアクセス費用の間の相関関係を実証した。また T.Barber 他（2023）は、ベトナムから英国への密入国を促す要素として、ベトナム農村社会のリスクテイキングな性質を挙げている。

したがって、労働者にとって信頼できる情報が得難い環境下で、ブローカー費を払って良い境遇を得たいという傾向が推察される。すると、インターネットやモバイルアプリ等が普及する現代では、ブローカー利用は減っていくのではないかという仮説が立てられる。また、労働者のみならず、送出国機関にとっての利点も把握する必要がある。

そこで 2021 年 6 月から 1 年間、送出国機関 50 社と 2 省（北部フンイエン、中部ゲアン）の移住労働者 1,000 名に対する質問票調査を行い、補完的にインタビュー（送出国機関 30 社、労働者 64 名、政府機関や国際機関 26 カ所）も実施した。移住労働者には、出国前の労働者（800 名）と帰国労働者（200 名）の双方を含めることで、経年変化も確認した。

3. 結果・考察

（1）送出国機関の視点

全認定送出国機関 452 社の公開情報によると、96.2%（435 社）が平均 16.8 名のブローカーを利用していた（DOLAB、2021）。ブローカーは協力者とも呼ばれ、社員の友人/親戚、帰国労働者が該当する。送出国機関の社員数に応じて利用増の傾向があり、質問票によると最大の利点は「より多くの労働者を見つける」であった。46%はブローカーを排除すべきでないと考え、廃止すべきと述べたのは僅か 6%だった。他方、有効な代替手段や、公正で倫理的な採用支援の必要性も伺えた。

（2）移住労働者の視点

質問票によると、10.8%の労働者が平均 1.38 名のブローカーを友人/親戚等の紹介で利用し

ていた。ブローカーは情報格差を埋め、書類手続き代行等も担っていた。とりわけ地方部では、地元で簡単に会えるため便利に思ったほか、ブローカーがいれば成功率が上がると考え自ら追加費用を払う者もいた。地方政府も有料ブローカーとして認識されていた。

他方、高額報酬目当てに悪徳送出国に紹介される等のリスクへの認識も高く、ブローカー利用者の84.9%がブローカーは徐々に廃止されるべきだと考えていた。実際、帰国労働者より出国前労働者の方がブローカー利用は少ない（前者1.4名、後者1.3名）。ILOによれば2015年の調査結果と比較しても、海外就労に関する情報源の多様化が見られ、ブローカーへの依存度低下との相関性が推察される。なお、重要な情報源は送出国本社（29%）、友人親戚（20%）、地方政府（13%）とされ、ネット/SNSはブローカーと同程度であった（5%）。

（3）結論と今後の課題

自らの利益のためにブローカーを利用する者はいるが、減少傾向にあると推定できる要素がいくつか見られた。ただし、移住労働者にとってネット/SNSの重要度は依然低く、信頼のおけるマッチングシステム構築には、地方部での広報活動が肝要である。なお、送出国と比べて労働者のブローカー利用が少ない点は、直近の調査結果（法務省、2022）とも乖離しないものの、ブローカーの定義等への認識に齟齬が無いか検証が必要である。

（参考文献） ※最終アクセス日はいずれも2024年3月31日

- IOM. (2021). Vulnerabilities and Risks of Exploitation Encountered by Vietnamese Migrant Workers: A qualitative study of returnees' labour migration experiences. Table3.
- ILO. (2014). Profits and Poverty: The Economics of Forced Labour.
- 巢内尚子 (2019) 「奴隷労働:ベトナム人技能実習生の実態」 家伝社 pp.24-25,58-60,118-119.
- JICA (2023) 『ベトナムでの国際協力・人材送出し改善への取り組み』 pp.14
https://www.jica.go.jp/domestic/tohoku/information/topics/2023/_icsFiles/afieldfile/2023/10/02/3_2.pdf
- 是川夕(2023) 『国際労働移動の実態及びメカニズムについて』 「第4回 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」 pp.4 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001391985.pdf>
- ILO. (2006). Merchants of labour.
- ILO. (2015). Regulating labour recruitment to prevent human trafficking and to foster fair migration: Models, challenges and opportunities.
- T. Barber, H. Nguyen and P. Nguyen. (2023). Evaluations of ‘opportunity’ versus ‘risk’: Vietnamese migrants’ experiences and perceptions of the UK border.
- Department of Overseas Labour, Ministry of Labour (DOLAB). (2021). List of companies eligible to sending interns to Japan updated on June 2021. Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs, Vietnam. http://www.dolab.gov.vn/New/TongQuanTTLD.aspx?&LIST_ID=1268&MENU_ID=248&Key=6569 ※現行版は内容が一部削除されている
- 法務省 (2022) 『技能実習生の支払い費用に関する実態調査の結果について』 図4
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001377469.pdf>

※本稿中の意見や見解は筆者個人のものであり、所属とは関係がないことをお断りします。